

市外利用者の施設使用料のご負担をお願いいたします

豊田市は、令和6年4月1日から、受益者負担の適正化を図るため、多くの公共施設において、市外利用者割増料金制度を導入します。

このことに伴い、総合野外センターにおいても、市外利用者には、団体の所在地を問わず、施設使用料をご負担いただくことといたします。

利用団体の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

- 開始時期 令和6年度から
- 施設使用料の支払対象となる方
 - ・ 豊田市内に在住・在学・在勤していない個人
 - ※4歳以下の使用料は無料です。
 - ※団体の所在地を問わず、上記に該当する方はご負担をお願いいたします。

- 施設使用料（市外利用者）

区分	単位		使用料（円）
自然の家	児童生徒等	1人1泊	500
	児童生徒等以外の者	1人1泊	1,000
キャンプ場	児童生徒等	1人1泊	300
	児童生徒等以外の者	1人1泊	500

※児童生徒等とは、小学校、中学校、義務教育学校に在学する児童又は生徒を指します。

※4歳以下の者の使用料は無料です。

※キャンプ場を日帰りで利用する場合の使用料は、上記のキャンプ場使用料の2分の1に相当する額とします。

- 備考 利用団体向けの無料バスの配車についても、豊田市内に在住・在学・在勤する個人を対象にして実施します。

問合せ 豊田市 こども・若者部 こども・若者政策課 TEL 0565-34-6630

